

## 付 議 第 3 号

### 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
教育委員会規則  
-----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、文化財課」を削る。

第10条の2に次の1号を加える。

（8）建設工事における電子入札の手続に関すること。

第16条を削り、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の2を第14条とする。

第40条の表登録審査委員の項及び高知県文化財保護審議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（高知県文化財保護条例施行規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）高知県文化財保護条例施行規則（昭和51年高知県教育委員会規則第5号）

（2）登録審査委員規則（平成12年高知県教育委員会規則第2号）

（3）高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第30号）

（高知県教育委員会事務委任等規則の一部改正）

3 高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改める。

第2条第34号及び第35号を削り、同条第36号を同条第34号とする。

（高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則の一部改正）

4 高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則（平成14年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
-------	----	----	------

県立図書館に勤務する職員	制服	2着	4年
--------------	----	----	----

高知県教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、令和4年度の組織改正により、文化財課を廃止すること等に伴い、必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

（課及びその内部組織）

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、高等学校振興課、特別支援教育課、生涯学習課、保健体育課及び人権教育・児童生徒課を置く。

2・3 略

（学校安全対策課）

第10条の2 学校安全対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）～（7） 略

（8） 建設工事における電子入札の手續に関すること。

第14条 略

第15条 略

第16条 略

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

（課及びその内部組織）

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、高等学校振興課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課、保健体育課及び人権教育・児童生徒課を置く。

2・3 略

（学校安全対策課）

第10条の2 学校安全対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）～（7） 略

第13条の2 略

第14条 略

第15条 略

（文化財課）

第16条 文化財課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1） 高知県文化財保護審議会に関すること。

（2） 文化財の保存及び活用に関すること。

（3） 刀剣類等の登録に関すること。

（4） 重要文化財高知城その他の高知公園の管理に関すること

（他の課の主管に属するものを除く。）。

( 附属機関 )

第40条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとする。

名称	担当事務	所管課
略	略	略
略	略	略

( 5 ) 高知県立埋蔵文化財センターに関すること。

( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

( 附属機関 )

第40条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとする。

名称	担当事務	所管課
略	略	略
<u>登録審査委員</u>	<u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務</u>	文化財課
<u>高知県文化財保護審議会</u>	<u>高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第44条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務</u>	文化財課
略	略	略

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県教育委員会事務委任等規則（抜粋）

高知県教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（委任事務）

（委任事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（33） 略

（1）～（33） 略

（34） 高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）の規定により文化財を指定し、又は指定を解除すること。

（35） 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により史跡名勝天然記念物を仮指定し、又は仮指定を解除すること。

○ （34） 略

（36） 略

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則  
(抜粋)

高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則  
(抜粋)

(貸与の基準等)

(貸与の基準等)

第3条 被服を貸与する職員の範囲並びに貸与する被服の品目、数量及び貸与期間は、別表に定めるとおりとする。

第3条 被服を貸与する職員の範囲並びに貸与する被服の品目、数量及び貸与期間は、別表に定めるとおりとする。

2～4 略

2～4 略

別表(第3条関係)

別表(第3条関係)

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
県立図書館に勤務する職員	制服	2着	4年

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
文化財課に勤務する職員で、文化財等の調査、保存及び修理等の業務に従事するもの	作業服(夏)	1	2
	作業服(冬)	1	2
	ゴム長靴	1	2
	雨ガッパ	1	3
	防寒着	1	3
県立図書館に勤務する職員	作業靴	1	2
	制服	2	4

備考 1 数量の単位は組、足又は着と、貸与期間の単位は年とする。

2 文化財課に勤務することとなった新規採用職員には、作業服(夏)及び作業服(冬)を各2組貸与するものとする。